

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第1項の規定により、第5種共同漁業の免許を受けた者が定めた遊漁規則を次のとおり認可した。
令和5年9月1日

大阪府知事 吉村 洋文

1 大路次川及び山辺川

(1) 漁業権者の名称及び住所

能勢町漁業協同組合
豊能郡能勢町宿野28番地

(2) 漁業権の免許番号

内共第101号

(3) 遊漁についての制限の範囲

ア 遊漁区域

内共第101号第5種共同漁業権の存する漁場のうち魚種に応じ次に掲げる区域
あゆ 大阪府と兵庫県との境界から明月橋までの大路次川の区域及び山辺川の区域
ます類 山辺川の区域及び大路次川の区域

イ 対象魚種

あゆ及びます類

ウ 遊漁期間

あゆ 7月1日から同月30日までの間で組合が定める日から9月30日まで
ます類 1月1日から12月31日まで

エ 漁具及び漁法の制限

あゆについては、ウの組合が定める日から9月30日までの間で組合が定める日までは、友釣り以外の漁具及び漁法によって採捕してはならない。

(4) 遊漁料の額及びその納付の方法

ア 遊漁料の額

魚種	漁具及び漁法	期間	遊漁料
あゆ	友釣り及び網入れ	1日	3,000円
		1年	13,000円
		1日	4,500円
		半日	3,000円

ます類	竿釣り	別途、施設利用料として、小学生以上の方すべて、1人500円を徴収する。また、貸竿、餌、仕掛け取替等は、別途料金が必要。
-----	-----	---

なお、遊漁をする場所において漁場監視員に納付するときは、1,000円を加算した額とする。

イ 納付場所

豊能郡能勢町宿野28番地

能勢町漁業協同組合事務所

ただし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(5) 遊漁承認証に関する事項

ア 組合は、遊漁の承認をしたときは、遊漁承認証を交付する。

イ 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(6) 遊漁に際し守るべき事項

ア 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

イ 遊漁者は、遊漁に関しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

ウ 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑になる行為をしてはならない。

(7) 漁場監視員に関する事項

ア 漁場監視員は、遊漁者に対し、遊漁規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

イ 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付ける。

(8) 違反者に対する措置に関する事項

組合は、遊漁者が遊漁規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わない。

(9) 遊漁規則の施行の日

令和5年9月1日

2 余野川

(1) 漁業権者の名称及び住所

ア 止々呂美漁業協同組合

箕面市上止々呂美56番地の3

イ 東能勢漁業協同組合

豊能郡豊能町余野414番地の1

(2) 漁業権の免許番号

内共第102号

(3) 遊漁についての制限の範囲

ア 遊漁区域

内共第102号第5種共同漁業権の存する漁場のうち魚種に応じ次に掲げる区域

(ア) 箕面市に存する遊漁区域

あゆ 全域

ます類（にじます、あまご） 大向橋から箕面市と豊能郡豊能町の境界までの余野川の区域

(イ) 豊能郡豊能町に存する遊漁区域

あゆ 全域

イ 対象魚種

(ア) 箕面市に存する遊漁区域

あゆ及びます類（にじます、あまご）

(イ) 豊能郡豊能町に存する遊漁区域

あゆ

ウ 遊漁期間

(ア) 箕面市に存する遊漁区域

あゆ 6月15日から9月30日までの間で組合が定める期間

ます類（にじます、あまご） 1月3日から12月31日まで

(イ) 豊能郡豊能町に存する遊漁区域

4月1日から9月30日までの間で組合が定める期間

エ 漁具及び漁法の制限

(ア) 箕面市に存する遊漁区域

あゆについては、ウの組合が定める期間の初日から9月30日までの間は、友釣り以外の漁具及び漁法によって採捕してはならない。

(イ) 豊能郡豊能町に存する遊漁区域

ウの組合が定める期間の初日から8月20日までの間は、友釣り以外の漁具及び漁法によって採捕してはならない。

(4) 遊漁料の額及びその納付の方法

ア 遊漁料の額

(ア) 箕面市に存する遊漁区域

魚種	漁具及び漁法	期間	遊漁料
----	--------	----	-----

あゆ		友釣り	1日	3,000円	
			1年	8,000円	
ます類	にじます	竿釣り	1日	大人	2,500円
				小人（中学生以下）	1,500円
	あまご	竿釣り	1日	大人	3,500円
				小人（中学生以下）	2,000円

なお、遊漁をする場所において漁場監視員に納付するときは、2,000円を加算した額とする。

(イ) 豊能郡豊能町に存する遊漁区域

魚種	漁具及び漁法	期間	遊漁料
あゆ	友釣り	1日	2,000円
		1年	6,000円

ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは二分の一に相当する額とする。

イ 納付場所

(ア) 箕面市に存する遊漁区域

箕面市上止々呂美56番地の3
止々呂美漁業協同組合事務所

ただし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(イ) 豊能郡豊能町に存する遊漁区域

豊能郡豊能町木代131番地
田中義博方

ただし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(5) 遊漁承認証に関する事項

ア 組合は、遊漁の承認をしたときは、遊漁承認証を交付する。

イ 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(6) 遊漁に際し守るべき事項

ア 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

イ 遊漁者は、遊漁に関しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

ウ 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑になる行為をしてはならない。

(7) 漁場監視員に関する事項

ア 漁場監視員は、遊漁者に対し、遊漁規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

イ 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付ける。

(8) 違反者に対する措置に関する事項

組合は、遊漁者が遊漁規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わない。

(9) 遊漁規則の施行の日

令和5年9月1日

3 安威川及び下音羽川

(1) 漁業権者の名称及び住所

安威川上流漁業協同組合

茨木市大字車作1333番地の4

(2) 漁業権の免許番号

内共第103号

(3) 遊漁についての制限の範囲

ア 遊漁区域

内共第103号第5種共同漁業権の存する漁場のうち魚種に応じ次に掲げる区域

あゆ 安威川本流の区域（ただし、安威川ダムの建設に伴う恒久的な立ち入り制限区間については除く。）

ます類（にじます、あまご） 古田井せきから下音羽川との合流点までの安威川の区域及び安威川との合流点から権内井せき天場までの下音羽川の区域

イ 対象魚種

あゆ及びます類（にじます、あまご）

ウ 遊漁期間

あゆ 6月1日から9月30日までの間で組合が定める日から9月30日まで

ます類（にじます、あまご） 安威川の区域については10月1日から翌年5月31日まで、下音羽川の区域については1月1日から12月31日まで

エ 漁具及び漁法の制限

あゆについては、ウの組合が定める日から9月30日までの間は、友釣り以外の漁具及び漁法によって採捕してはならない。

(4) 遊漁料の額及びその納付の方法

ア 遊漁料の額

魚種	漁具及び漁法	期間	遊漁料	
あゆ	友釣り	1日	3,000円	
		1年	8,000円	
	網入れ	1日	10,000円	
ます類	竿釣り	1日	大人	4,000円
			中学生以下	3,500円

なお、遊漁をする場所において漁場監視員に納付するときは、1,000円を加算した額とする。

イ 納付場所

茨木市大字車作1333番地の4

安威川上流漁業協同組合事務所

ただし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(5) 遊漁承認証に関する事項

ア 組合は、遊漁の承認をしたときは、遊漁承認証を交付する。

イ 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(6) 遊漁に際し守るべき事項

ア 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

イ 遊漁者は、遊漁に関しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

ウ 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑になる行為をしてはならない。

(7) 漁場監視員に関する事項

ア 漁場監視員は、遊漁者に対し、遊漁規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

イ 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付ける。

(8) 違反者に対する措置に関する事項

組合は、遊漁者が遊漁規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わない。

(9) 遊漁規則の施行の日

令和5年9月1日

4 芥川

(1) 漁業権者の名称及び住所

芥川漁業協同組合
高槻市大字原2154番地の2

(2) 漁業権の免許番号
内共第104号

(3) 遊漁についての制限の範囲

ア 遊漁区域

内共第104号第5種共同漁業権の存する漁場のうち魚種に応じ次に掲げる区域

あゆ 全域

ます類（にじます、やまめ、いわな） 白滝下流井せきから三国橋までの芥川の区域

イ 対象魚種

あゆ及びます類（にじます、やまめ、いわな）

ウ 遊漁期間

あゆ 5月12日から8月31日までの間で組合が定める日から9月30日まで

ます類（にじます、やまめ、いわな） 10月1日から翌年5月5日まで

エ 漁具及び漁法の制限

あゆについては、ウの組合が定める日から8月13日までの間は、友釣り以外の漁具及び漁法によって採捕してはならない。

(4) 遊漁料の額及びその納付の方法

ア 遊漁料の額

魚種	漁具及び漁法	期間	遊漁料	
あゆ	友釣り	1日	3,000円	
		1年	11,000円	
ます類	竿釣り	1日	大人	3,000円
			小人（中学生以下）	2,500円
			組合員	2,500円

なお、遊漁をする場所において漁場監視員に納付するときは、1,000円を加算した額とする。

イ 納付場所

高槻市大字原2154番地の2

芥川漁業協同組合事務所

ただし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(5) 遊漁承認証に関する事項

ア 組合は、遊漁の承認をしたときは、遊漁承認証を交付する。

イ 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(6) 遊漁に際し守るべき事項

ア 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

イ 遊漁者は、遊漁に関しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

ウ 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑になる行為をしてはならない。

(7) 漁場監視員に関する事項

ア 漁場監視員は、遊漁者に対し、遊漁規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

イ 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付ける。

(8) 違反者に対する措置に関する事項

組合は、遊漁者が遊漁規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わない。

(9) 遊漁規則の施行の日

令和5年9月1日

5 水無瀬川

(1) 漁業権者の名称及び住所

尺代漁業協同組合

三島郡島本町大字尺代424番地

(2) 漁業権の免許番号

内共第105号

(3) 遊漁についての制限の範囲

ア 遊漁区域

内共第105号第5種共同漁業権の存する漁場のうち魚種に応じ次に掲げる区域

ます類 全域

イ 対象魚種

ます類

ウ 遊漁期間

1月1日から12月31日まで

(4) 遊漁料の額及びその納付の方法

ア 遊漁料の額

魚種		漁具及び漁法	期間	遊漁料	
ます類	にじます	竿釣り	1日	大人	4,600円
				小人（中学生以下）	3,600円
	あまご	竿釣り	1日		5,000円

イ 納付場所

三島郡島本町大字尺代424番地

尺代漁業協同組合事務所

ただし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(5) 遊漁承認証に関する事項

ア 組合は、遊漁の承認をしたときは、遊漁承認証を交付する。

イ 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(6) 遊漁に際し守るべき事項

ア 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

イ 遊漁者は、遊漁に関しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

ウ 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑になる行為をしてはならない。

(7) 漁場監視員に関する事項

ア 漁場監視員は、遊漁者に対し、遊漁規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

イ 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付ける。

(8) 違反者に対する措置に関する事項

組合は、遊漁者が遊漁規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わない。

(9) 遊漁規則の施行の日

令和5年9月1日

大阪府告示第1311号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、第5種共同漁業の免許を受けた者が定めた遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和5年11月1日

大阪府知事 吉村 洋文

- 1 漁業権者の名称及び住所
芥川漁業協同組合
高槻市大字原2154番地の2
- 2 漁業権の免許番号
内共第104号
- 3 認可に係る変更の内容
遊漁料の額

変更後				変更前			
魚種	漁具及び漁法	期間	遊漁料	魚種	漁具及び漁法	期間	遊漁料
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ます類	竿釣り	1日	大人	ます類	竿釣り	1日	大人
			4,000円				3,000円
			(略)				(略)

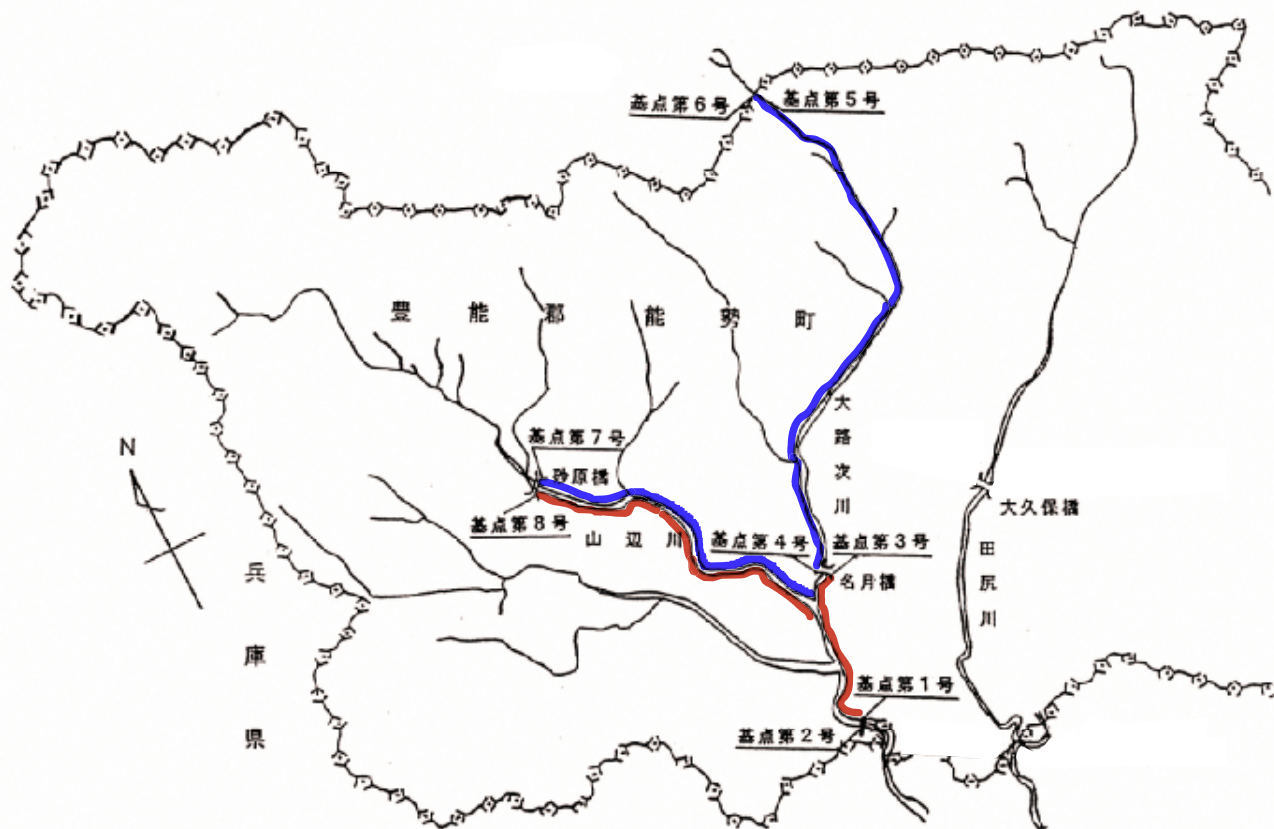
- 4 変更後の遊漁規則の施行の日
令和5年11月1日

内水面漁場図

令和5年5月
大阪府

内共 第101号 (大路次川、山辺川)

京都府



【凡例】

— あゆ

— ます類

内共 第102号 (余野川)

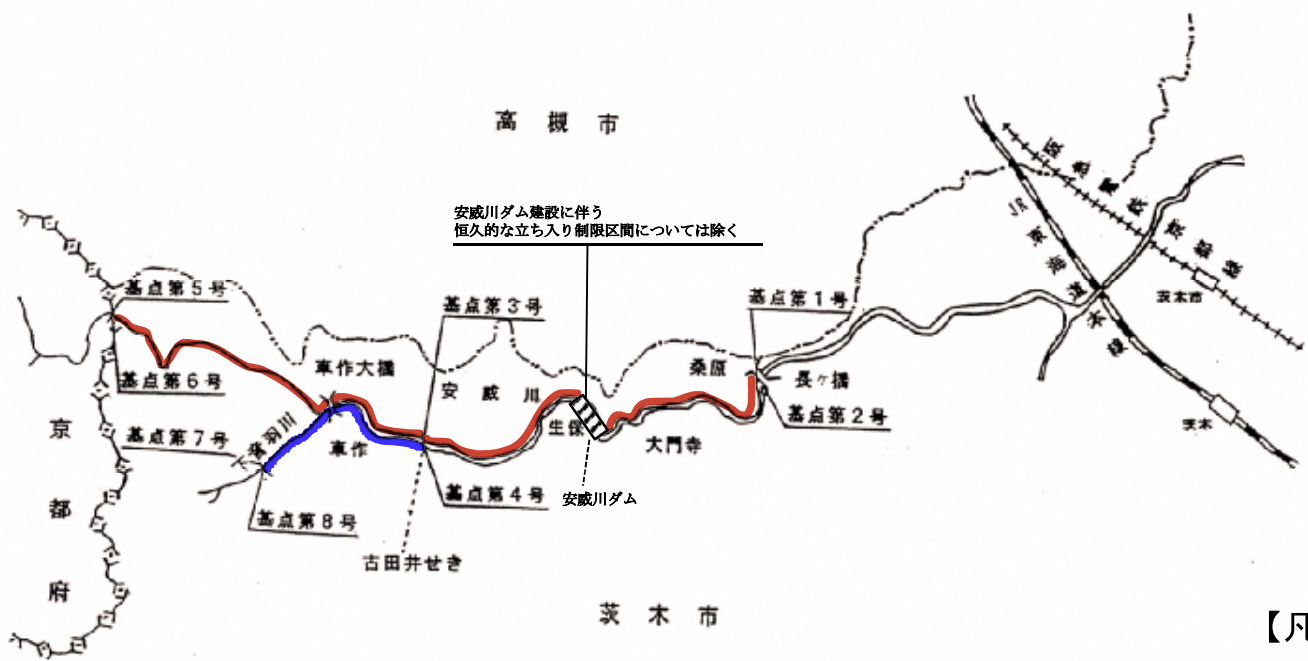
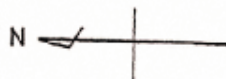


【凡例】

— あゆ

— ます類

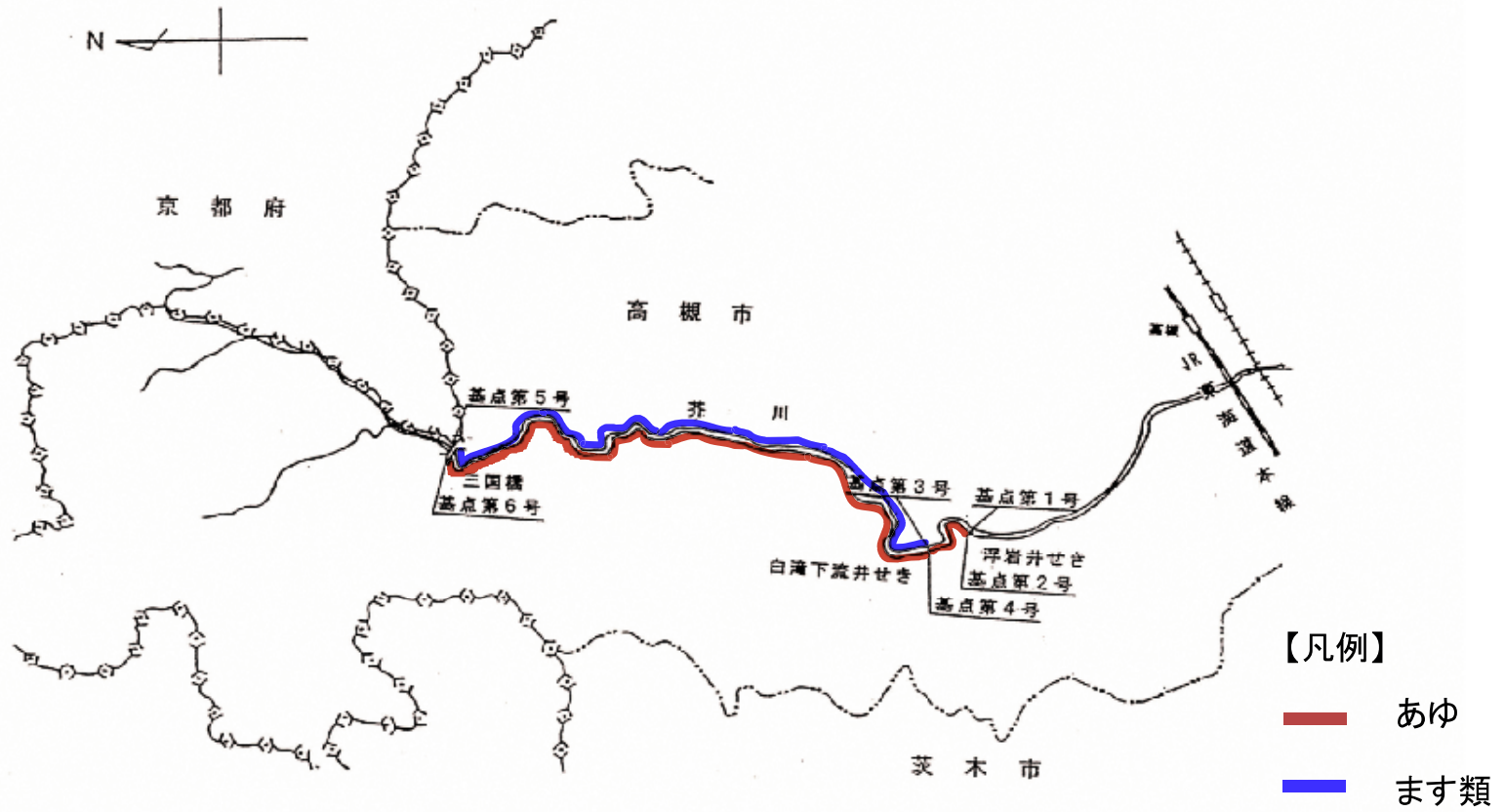
内共 第103号（安威川、下音羽川）



【凡例】

- あゆ
- ます類

内共 第104号 (芥川)



内共 第105号 (水無瀬川)



【凡例】

— ます類